

平成 28 年 8 月 31 日
内閣府（防災担当）

平成28年台風第10号に係る災害救助法の適用について
【第2報】

1. 災害の概要

平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 20 市町村、岩手県は 12 市町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【北海道】 帯広市 （おびひろし） 空知郡南富良野町 （そらちぐんみなみふらの ちょう） 河東郡音更町 （かとうぐんおとふけちよ う） 河東郡士幌町 （かとうぐんしほろちよ う） 河東郡上士幌町 （かとうぐんかみしほろち ょう） 河東郡鹿追町 （かとうぐんしかおいちよ う） 上川郡新得町 （かみかわぐんしんとくち ょう） 上川郡清水町 （かみかわぐんしみずちよ う） 河西郡芽室町 （かさいぐんめむろちよ う） 河西郡中札内村 （かさいぐんなかさつない むら）</p>	<p>8 月 30 日</p>	<p>平成 28 年台風第 10 号により、多数の者が生命 又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ ており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用</p>

<p>河西郡更別村 （かさいぐんさらべつむら）</p> <p>広尾郡大樹町 （ひろおぐんたいきちょう）</p> <p>広尾郡広尾町 （ひろおぐんひろおちょう）</p> <p>中川郡幕別町 （なかがわぐんまくべつちょう）</p> <p>中川郡池田町 （なかがわぐんいけだちょう）</p> <p>中川郡豊頃町 （なかがわぐんとよころちょう）</p> <p>中川郡本別町 （なかがわぐんほんべつちょう）</p> <p>足寄郡足寄町 （あしよろぐんあしよろちょう）</p> <p>足寄郡陸別町 （あしよろぐんりくべつちょう）</p> <p>十勝郡浦幌町 （とかちぐんうらほろちょう）</p>			
<p>【岩手県】</p> <p><u>盛岡市</u> （もりおかし）</p> <p><u>宮古市</u> （みやこし）</p> <p><u>久慈市</u> （くじし）</p> <p><u>遠野市</u> （とおのし）</p> <p><u>釜石市</u> （かまいしし）</p> <p><u>上閉伊郡大槌町</u> （かみへいぐんおおつちちょう）</p> <p><u>下閉伊郡岩泉町</u> （しもへいぐんいわいずみちょう）</p> <p><u>下閉伊郡田野畑村</u> （しもへいぐんたのはたむら）</p>	<p>8月30日</p>	<p><u>平成28年台風第10号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</u></p>	<p><u>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</u></p>

<u>下閉伊郡普代村</u> <u>(しもへいぐんふだいむら)</u> <u>九戸郡軽米町</u> <u>(くのへぐんかるまいまち)</u> <u>九戸郡野田村</u> <u>(くのへぐんのだむら)</u> <u>二戸郡一戸町</u> <u>(にのへぐんいちのへまち)</u>			
---	--	--	--

(注) 下線は今回追加適用分

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

<p>本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者行政担当）付 園部、佐藤 TEL 03-5253-2111（内線51359） 03-3593-2849（直通）</p>
